

甲種防火管理新規講習実施要綱

相馬地方広域消防本部

消防法施行令第3条第1項第1号の規定による講習を、次のとおり実施します。

1 講習の日時及び場所

- ① 日時 平成29年7月6日（木） 7（金）の2日間
- ② 場所 鹿島農村環境改善センター
南相馬市鹿島区寺内字迎田22番地

2 講習時間

- ① 7月6日（木）午前9時30分～午後4時00分まで
- ② 7月7日（金）午前9時00分～午後4時30分まで

3 講習内容

1日目

9:30～9:50	オリエンテーション
9:50～10:00	消防長あいさつ
10:00～10:50	防火管理の意義
11:00～12:00	防火管理制度
13:00～14:00	施設・設備の維持管理
14:10～15:00	防火管理の進め方と消防計画
15:10～16:00	火気取扱の基本出火防止対策

2日目

9:00～9:40	危険物の安全管理
9:50～10:50	自衛消防
11:00～12:00	訓練
13:00～13:50	地震対策
14:00～14:40	書類の記載
14:50～15:20	効果測定
15:30～16:00	映画
16:10～16:30	修了証交付式

4 受講手続き

- (1) 受講申込書・・・相馬地方広域消防本部予防課又は管内消防署・分署にて交付いたします。
- (2) 受付期間・・・平成29年5月15日(月)～6月15日(木)
- (3) 申込書の提出先・・・相馬地方広域消防本部予防課又は管内消防署・分署

5 講習用テキスト代等 6,000円(振込手数料は個人負担となります)

この講習には専用のテキストを使用します。講習用テキストは防火安全協会で斡旋しますので、受講申込と一緒に配布した郵便払込票を使用し郵便窓口から振込んだ後、「郵便払込票」又は、その写しを申込書の裏面の貼り付け欄に全面を糊づけし添付して下さい。

6 講習科目の一部免除

- (1) 次のいずれかの講習を修了し、修了証又は点検資格者免状の交付を受けている方は、講習科目の一部免除を受けることができます。

(ただし、効果測定は免除部分を含む全科目について行います)

免除対象の修了講習	免除される講習科目及び時間
①消防設備点検資格者講習	講義の1日目の
②自衛消防業務新規講習	防火管理の意義、防火管理の制度
③自衛消防業務追加講習	(講義時間2時間)

- (2) 講習科目の免除を希望する方は、受講申込時に交付を受けている講習の修了証又は点検資格者免状の写しを受講申込書と一緒に提出してください。
- (3) 講習科目の免除されている方の1日目の講習開始は、13時からです。12時50分までに受付を終了してください。

7 講習についての問い合わせ先

相馬地方広域消防本部予防課	22-4165
相馬消防署予防係	36-2181
相馬消防署新地分署	62-2117
南相馬消防署予防係	22-2186
南相馬消防署小高分署	44-2212
南相馬消防署鹿島分署	46-5118
南相馬消防署飯館分署	42-0119